

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	市民活動交流支援センター会議スペース使用料の減免の決定		
根拠例規及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 32 号)第 8 条第 5 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 15 年規則第 9 号)第 5 条	
	基 準	<p>条例施行規則第 5 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>○条例施行規則第 5 条第 1 項  条例第 8 条第 5 項の規定による使用料の減額、又は免除を受けることができる者は、本市、国、他の地方公共団体その他市長が特に必要と認めた者とし、全額を免除するものとする。</p>	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7 日程度 (注：休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名 )</p> <p>協議機関 日 (機関名 )</p> <p>処分機関 1～7 日</p>	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
備 考			